［①］　法第十六条の規定による確認に係る株式を発行した会社は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと（当該会社が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあっては、個人及び当該期日又は当該期間ごと）に、別記様式第十一による申請書を認定地方公共団体に提出するものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　当該会社が第二十三条各号に掲げる要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類

イ　定款及び登記事項証明書

ロ　基準事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された会社にあっては、その設立時における財産目録）

ハ　基準事業年度の確定申告書に添付された法人税法施行規則第三十四条第二項に規定する別表二の写し（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

ニ　基準日における株主名簿

ホ　常時雇用する従業員数を証する書類（既に第四項の確認書の交付を受けた会社にあっては、基準事業年度末に係るものを含む。）

6　認定書交付証明書の交付を受けた個人が、当該書面を交付した特定会社の株式を払込みにより取得した場合には、当該書面の交付をした特定会社は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと（当該特定会社が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあっては、個人及び当該期日又は当該期間ごと）に、別記様式第二十一による申請書一通を認定地方公共団体の長に提出するものとする。

7　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　第二十四条第三項の規定により交付を受けた確認書の写し

ヘ　組織図（既に第四項の確認書の交付を受けた会社にあっては、基準事業年度末に係るものを含む。）

ト　第二十三条各号に掲げる要件に該当する旨の宣言書

チ　イからトまでに掲げるもののほか、参考となる書類

二　前項の会社により発行される株式を同項の個人が払込みにより取得したことを証する書類として次に掲げる書類

イ　当該株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写し

ロ　当該個人が取得した当該株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第百九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

ハ　会社法第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による払込みがあったことを証する書面

ニ　外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、個人からの金銭の払込み（商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百二十八号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十一条ノ八第二項第六号に規定する払込みを除く。以下同じ。）を受けて株式を発行するときに、その株式の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約を締結した契約書の写し

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、参考となる書類

二　当該株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写し